

五監公告第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年12月25日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

企画政策課

4. 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和7年11月28日～令和7年12月23日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘する事項なし

(2) 所見

- ① 令和4年度に策定された五泉市DX推進方針は今年度が計画期間の最終年度となる。評価と検証により得られた課題の解決を図るため、次年度以降の更なる取り組みを進めるとともに、積極的な情報発信によりDX推進の意義を市民と共有し、誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化社会を目指し、デジタル技術による市民の利便性向上、業務の効率化等が進展するよう引き続き努められたい。
- ② 市の政策の目的や成果を評価することで課題や今後の方向性を検討し、より効果的・効率的な行政運営を目指すものとして、事務事業評価表を用いて実施している行政評価の取り組みについて、評価結果を予算編成や事業見直し等に適切に反映させるとともに、市政運営の透明性を高めるため、現在の取り組みや課題、今後の方針など評価結果の公表についても検討されたい。